

令和7年9月25日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

会計局

目次

	ページ
1 一般業務委託におけるスライド制度の導入について	1

1 一般業務委託におけるスライド制度の導入について

(1) 導入の趣旨

公共工事の契約においては、賃金水準又は物価水準の変動に基づく契約金額の変更を規定したスライド制度を従来から導入しているが、一般業務委託の契約においては、本県のみならず、国や多くの自治体で導入していない。

しかし、賃金水準等が大幅に上昇した場合に契約金額に反映させる仕組みがないと、一般業務委託の受注者の経営の圧迫や労働条件の悪化につながりかねず、県の入札から事業者が撤退することになれば、県としても事業の遂行に支障が生じることから、スライド制度を導入する。

(2) 概要

ア 対象業務

県有施設警備業務積算基準又は県有施設清掃業務積算要領による積算を基に予定価格を作成している案件のうち、長期継続契約を締結している契約

イ スライド額の算出方法

履行開始日から12か月経過後の未履行期間分について、まず、最新の国土交通省制定の建築保全業務労務単価に置き換えた額を算出し、落札率を乗じる。これにより得た額と契約金額との差額について、契約金額の1000分の15に相当する金額(受注者負担分)を超える場合は、その金額をスライド額として増額する契約変更を行う。

<イメージ図>



(3) 適用時期

令和8年度予算に係る契約から適用する。